

令和元年度 川崎市公共建築物木質化リノベーション推進業務委託

プロポーザル募集について

1 背景・目的

川崎市では、木材利用が地球温暖化防止、国土の保全、森林再生等に寄与することから、平成26年に「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を策定するなど、建築物における国産木材の利用促進に取り組んでおります。

本年度から、森林整備、林業に関する人材育成、木材利用・普及啓発に活用すべく森林環境譲与税の譲与が開始されますが、本市の森林や林業従事者は限りなくゼロに近いため、木材の消費地として積極的に国産木材を利用することが求められています。また、木材利用の促進を図るためには、市民に木に触れ、その良さを知る機会を増やすことが重要だと考えられます。

こうしたことから、多くの市民が利用する公共施設の一部において、内装や家具等の木質化リノベーションを実施することにより、改修を通じて施設が抱える課題の解決や利便性の向上と併せ、市民が木に触れる機会創出を図ります。

より良い木空間を実現するため、技術・ノウハウを有する事業者を、公募型プロポーザル方式にて募集します。

2 委託業務概要

(1) 件名 令和元年度 川崎市公共建築物木質化リノベーション推進業務委託

(2) 委託期間 契約締結の日から令和2年3月13日まで（令和元年度契約）

(3) 予定経費 約8,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※1 上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、提案対象の規模を示すものである。

※2 約3,000,000円（消費税及び地方消費税含む）については、壁、床、天井やその他の部分において造作を伴うリノベーションを提案すること。

(4) 契約方法 本プロポーザルにおいて選定された事業者と随意契約を締結することを予定している。

(5) 業務内容 本事業の背景・目的を踏まえ、次の業務を行うこと。

ア 中原区役所における木質化リノベーションの実施

○広く市民への木の効果の普及等を図るため、中原区役所1階待ち合いスペースを中心に正面出入口（西側）にて、主に国産木材を使用して木質化リノベーションを行う。

○次の点に留意して行うものとする。

《木質化の考え方について》

・区役所が抱える諸課題（例：「建物内部について来庁者が全体的に暗く、古い印象を持つ」「ロビーに入った際に、庁舎全体の案内サインや総合案内の場所が分かりづらい」など～H30年度利用者聞き取り調査より～）に対し、木材利用を通じて課題解決に繋がる提案を行い、区民サービスの向上を図ること。

・多くの市民の目に触れる場所であることを踏まえ、利用者が変化を実感できるような提案を行うこと。

・提案は1階待ち合いスペース、総合案内、マイナンバーコーナーの提案に加え、壁、床、天井等を木質化することにより1階フロア全体で広く木を感じられるものとする。

※1階待ち合いスペースのレイアウト変更を伴う提案も可とする。

※総合案内は、パンフレット等が配架できる機能とカウンター内に書類等を補完できる機能を有すること

※マイナンバーコーナーについては、個人情報の保護について配慮すること。

《現状の什器について》

・業務に必要な機能を維持するため、以下の什器については、記載必要台数を確保すること

記載台…4台以上（うち、車いす対応用1台含む）

座席数…現状と同程度（約50席）以上

※1階待ち合いスペースの椅子は、リノベーションを必須とする。

チラシ配架台…現状の8割程度の収納力以上

・リノベーションにより不要となる什器については、区役所職員の指示する場所（区役所内）に移動すること（処分は不要）。

《施工条件について》

・添付図面のとおりに、避難口等の出入口は常時通行可能とすること。

- ・防火シャッターの動作等既存設備の稼働に支障がない提案とすること。
- ・工事等は、原則閉庁時間（土・日・祝（第2・第4土曜日を除く）、17:00～翌8:30）に行うこと。（ただし、提案の内容によっては、区役所職員等と調整し、工事エリアを区切るなど、区役所の業務に支障がないことを認められた場合、この限りではない。）

○事業内容等については、選定後、区役所職員等と協議・ヒアリング等を行い、決定すること。

イ 報告書作成

○本事業の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

3 参加資格

受託を希望する事業者は、本事業の目的に沿った事業提案及び業務を適切、公平、中立かつ効率的に実施できるものであって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 申請時点において、川崎市の競争入札参加資格を有する登録事業者であること。
- (2) 本委託業務に関するノウハウを有し、かつ、業務の達成及び事業計画の遂行に必要な人員及び組織を有していること。
- (3) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当するもの
 - イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中であるもの
 - ウ 直近2か年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税・地方法人特別税、法人住民税、固定資産税を滞納しているもの
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるものまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
 - オ 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの
 - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制化にある団体
 - キ 代表者が成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの
 - ク 代表者が禁固以上の刑に処せられ、執行終了日または執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ケ その他資格審査において不相当であると市長が認めるもの
- (5) 本市と円滑に連絡調整できる地域に本社または事務所等があること。

4 応募方法・提出書類

申請書等を漏れなく記入し、必要書類を添えて、持参にてご提出ください（郵送、FAX、電子メール等不可）。申請書等の様式は、川崎市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000110382.html>

(1) 提案の募集期間及び受付時間

令和元年9月18日（水）～令和元年10月16日（水）（土・日・祝日を除く）
8時30分～12時及び13時～17時15分

(2) 提出書類

No.	名 称	様 式
1	応募申請書	様式1
2	誓約書	様式2
3	会社等の概要	様式3
4	配置予定人員	様式4
5	業務提案書	様式5
6	見積書（明細書を含む）	—
7	定款 ※最新のもの	—
8	履歴事項全部証明書（特定非営利活動法人の場合、役員名簿等） ※交付申請日前3ヶ月以内に発行されたもの	—
9	直近の財務状況に関する書類 ※2か年分 （決算報告書、特定非営利活動法人の場合は収支計画書・活動報告書など）	—
10	納税証明書① ・法人税（国税）の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税のない証明用）	—
11	納税証明書② ・法人市民税納税証明書	—
12	法人概要・業務実績等がわかるもの（パンフレットなど）	—
13	その他市長が必要と認める書類	—

(3) 提出部数 正本1部 及び 副本(写し)10部

(4) 提出場所 川崎市まちづくり局総務部企画課



川崎市まちづくり局
総務部企画課

【住所】
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命川崎ビル8階

(5) 留意事項

- ア 提出書類(正本1部、副本10部)は、部ごとにまとめてA4判縦型フラットファイルに綴じて(折込可)提出してください。
- イ ファイルの表紙及び背表紙には、提案事業名及び団体名を記載してください。
- ウ 提出書類には「4(2)提出書類」のNo.をインデックスとして付けてください。
- エ 応募に要した経費等については、本市は一切負担いたしません。また、提出書類は返却いたしません。
- オ 提出書類の差し替え及び再提出は、提出期間終了後は一切受け付けません。
- カ 提出書類は、川崎市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
- キ 応募申請書の提出後に辞退する場合は、応募辞退届(様式6)を「4(4)提出場所」に持参してください。
- ク 以下の事項に該当する場合は、無効または失格となることがあります。
 - (ア) 提出書類の提出場所、提出期間、提出方法等が守られなかったとき。
 - (イ) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。

5 応募に関する質問・回答

(1) この募集に関する質問がある場合は、質問書(様式7)に記入の上、まちづくり局総務部企画課まで提出してください。

(FAX、メール可、送付先は「8 募集に関する問い合わせ先」まで)

(2) 質問受付期間

令和元年9月18日(水)～令和元年10月2日(水)
8時30分～12時及び13時～17時15分

(3) 質問に対する回答

質問書に対する回答については、後日、質問者に回答します。

6 受託候補者の選定方法

募集終了後、提出された書類に基づき、次の評価項目について、妥当性、実現性、事業効果などを総合的に審査し、受託候補者を選定します（木材利用技術の先進性自体を評価するものではありません）。なお、審査の結果、選定された事業者については、選定結果通知書にて通知し、あわせて今後のスケジュールをお知らせいたします。（11月上旬頃を予定）

【評価項目】

- (1) 参加資格
- (2) 見積金額
- (3) 配置人員（執行体制・役割など）
- (4) 業務に関する提案

7 その他

- (1) 市内業者の育成及び市内経済の活性化の観点から、本業務委託の協力企業等は、市内企業の採用に努めてください。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

8 募集に関する問い合わせ先

川崎市まちづくり局総務部企画課

（川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル8階）

電話 044（200）2703

FAX 044（200）3967

E-mail 50kikaku@city.kawasaki.jp



① 総合案内



⑦ 待ち合いスペース



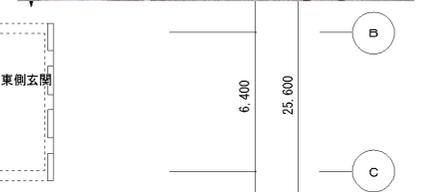
⑧ 接客カウンター



② 待ち合いスペース



④ マイナンバーコーナー



⑤ カウンター



③ 待ち合いスペース



⑥ 接客カウンター

